

第1章 総 則

第1条

本方針は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第6条第3項及び第8条の規程の基づき、個人情報取扱事業者である社会福祉事業を実施する保育園が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動の指針を定めるものである。

第2条（本指針の基本的考え方）

個人情報取扱いについては、法第3条において、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえ、個人情報を取扱うすべての者は、その目的や様態を問わず、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならない。

第3条（他の法令との関係）

個人情報の取扱いに当たり、法令、基本方針及び本指針に示す項目の他、個人情報保護又は守秘義務に関する他の法令等（関係資格法等）の規程を遵守しなければならない。

第2章 義 務

第4条（利用目的の特定）

個人情報を取扱うに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

第5条（利用目的による制限）

あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。なお、本人の同意を得るために個人情報を利用すること（同意を得るために本人の連絡先を利用して電話をかける場合など）、個人情報を匿名化するために個人情報に加工を行うことは差し支えない。

2 合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取扱ってはならない。

3 利用目的の制限の例外（法第16条第3項）に該当する場合は、本人の同意を得ずに個人情報を取扱うことができる。

4 個人情報を取得する時点で、本人の同意があった場合で、その後、本人から利用目的の一部についての同意を取消す旨の申出があった場合は、その後の個人情報の取扱いについて

は、本人の同意のあった範囲に限定する。

第6条（適正な取得）

偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

第7条（取得に際しての利用目的の通知等）

個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 前項の規程にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取り得る場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合など利用目的の通知等の例外に該当する場合は、上記内容は適用しない。

第8条（データ内容の的確性の確保）

適正な福祉サービスを提供するという利用目的の達成に必要な範囲内において個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

第9条（安全管理措置）

その取扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理を講じなければならない。

①個人情報保護に関する規程の整備、公表

個人情報保護・・・名簿配布の廃止、連絡網配布の禁止

本人等に対する周知・・・園内掲示、ホームページの掲載を行う

②個人情報保護推進のための組織体制等の整備

責任体制の明確化・・・管理者（主任）

監督者（施設長）は、苦情解決に責任をもつ。

理事長は、第三者委員会を設置できる。

③個人データ漏えい等の問題が発生した場合や予見できる場合の報告連絡体制発見・予見（職員）→管理者へ報告→監督者へ報告→理事長へ報告

④物理的安全管理措置

個人データの盗難や紛失等を防止するため、以下のような物理的安全措置を行う。

ア) 入退室管理の実施

イ) 盗難等に対する予防対策の実施

ウ) 機器、装置等の固定など物理的保護

⑤技術的安全管理措置

個人データの盗難や紛失等を防止するため、個人データを取扱う情報システムについて以下のような技術的安全措置を行う。

- ア) 個人情報データに対するアクセス管理
- イ) 個人情報データに対するアクセス記録の保存
- ウ) 個人情報データに対するファイアウォールの設置

⑥個人データの保存

個人データを長期にわたって保存する場合には、保存媒体の劣化などにより、個人データが消失しないよう適切に保存する。

⑦不要となった個人データの廃棄、消去

保存する個人データと廃棄又は消去する個人データを区別し、不要となった個人データは廃棄する。

不要となった個人データを廃棄する場合は、焼却や溶解など、個人データを復元不可能な状態にして廃棄する。

⑧個人情報の漏えい等の問題が発生した場合における二次被害の防止等

個人情報の漏えい等の問題が発生した場合には、関係各所に速やかに報告するとともに、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、個人情報の保護に配慮しつつ、可能な限り事実関係を公表し、あわせて再発防止のための改善策を講ずるものとする。

第10条（職員の監督）

その職員に個人データを取扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

①雇用契約時における個人情報保護に関する規程の整備

雇用契約時に、就業期間中はもとより離職後も含めた守秘義務等に関する誓約書を結びその遵守を徹底する。

②職員に対する教育研修の実施

取扱う個人データの適切な保護が確保されるよう、職員に対する教育研修を行い、個人データを取扱う職員の啓発を図り、職員の個人情報保護に対する意識を徹底する。

ボランティア、実習生などについては、その目的を達成するためには、個人情報に触れるケースが多いと考えられるので、個人情報に触れる場合には、当該者に対しても、個人情報保護に対する意識を徹底する。

第11条（委託先の監督）

個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取り扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けたものに対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第12条（第三者提供の制限）

一定の場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

2 本人の求めに応じて第三者提供を停止することとし、一定の事項をあらかじめ通知等しているときは、本人の同意を得ずに第三者に提供できるものとする（オプトアウト）。

3 委託の場合、合併の場合、一定事項の通知等を行い特定の者と共同利用する場合は第三者提供とはみなさない。

第13条（保有個人データに関する事項の公表等）

保有個人データに関し、園名、すべての保有個人データの利用目的等の事項について、本人の知り得る状態におかななければならない。

第14条（開示）

本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められた時は、一定の場合を除き、書面の交付による方法等により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。

第15条（訂正等）

本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正を求められた場合には、一定の場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正を行うとともに、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

第16条（利用停止等）

本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、一定の理由により、その利用停止等及び第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、一定の場合を除き、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止を行うとともに、本人に対し、遅滞なく通知しなければならない。

第17条（理由の説明）

保有個人データの開示等の措置について、本人から求められた措置をとらない旨を通知する等の場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

第18条（開示等の求めに応じる手続）

開示等の求めに関し、その求めを受け付ける方法を定めることができる。

第19条（手数料）

保有個人データの開示等の措置について、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することが

できる。

第20条（苦情の処理）

個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるとともに、必要な体制の整備に努めなければならない。

第3章 雑 則

第21条（改 正）

個人情報の保護に関する考え方は、社会情勢や国民の意識の変化に対応して変化するので、本指針についても必要に応じ検討及び見直しを行うものとする。

付 則

その規則は平成20年2月4日より施行する。

その規則は平成25年4月1日より施行する。